

巻頭言

知的財産研究所会長・明治大学特任教授 中山 信弘

日中研究者会合も3年目を迎え、中国と日本の双方での研究会を通じて、いよいよ実を挙げてきたように感じています。そこで本書の刊行にあたり、私の所感を申し上げます。

1) 「日中の知的財産に関する共同研究」について

今や中国は世界第2位の経済規模を誇り、そして日本は第3位であり、その経済規模に応じて、両国は今や世界の知的財産制度の大国となっています。知的財産制度は経済秩序を維持する上で極めて重要な制度であり、それだけに両国は、今や世界の知的財産制度に対して大きな責任を負っているというべきでしょう。

中国と日本は、共にお互いにとって重要な国ではありますが、それではお互いに十分に理解しているか、と問われれば、相互理解は未だ十分でないと言わざるをえません。今までの日本の知的財産法学は主として欧米を見ており、中国研究は不十分でありました。中国も同じような状況ではないかと推測します。そのような中で両国の学者による研究者会合が継続的に行われることは、相互理解を促進させ、非常に意味が大きいと考えます。

2) 「知財の在り方に関する基礎理論の研究」について

現在の知的財産制度を取り巻く環境は極めて大きな変化を遂げつつあります。100年前と比べると、現在は10倍くらいのスピードで変化しているように思えます。特にネットビジネスの変化は激しく、現在の法制度ではついて行けないようなスピードで変化しています。ネットの発展により、特に著作権法の分野ではネット時代に対応できないような状況になってきています。中国は極めて急速な経済発展により世界の大国となったために、現在の中国は、おそらく日本が過去100年かけて成し遂げてきた変化を、10年か20年程度で成し遂げなければならない状況にあると思います。その意味からも、日中は緊密に共同して研究をしてゆくことが重要であると考えます。また、中国においても、日本においても、これからはインターネット企業のイノベーティブな発展に対応して行かざるをえず、著作権等はどのように対応すべきか、という点が、日中双方にとって大きな研究課題となるでしょう。

また、健全な経済社会にとって、不正競争の防止は重要であり、日本の不正競争防止

法も何回かの改正を経て、現在の形となっています。ただそれは必ずしも体系的な作りとは言えませんが、今では商標法と並んでマークを保護するとともに、営業秘密保護法ともなっています。特許法や著作権法とは異なり、不正競争の防止については条約の縛りが殆どなく、パリ条約10条の2では、「同盟国の国民を不正競争から有効に保護する」と書かれており、それに続き、営業や商品等の混同防止を義務づけているだけです。そのために各国で異なった不正競争防止法あるいは、それに類似した法制が出来上がっています。不正競争防止法は、このような各国ごとに異なった複雑な状態にあるからこそ、今後の日中研究が期待されます。わが国では、中国の不正競争の研究は進んでいませんが、これからはこの分野での両国の比較法研究はますます重要になると考えています。

知的財産法学だけではなく、あらゆる法制度の研究には、根本論にまで遡った基礎的な研究が必要となります。知的財産研究においても、単なる法解釈や、単に相手国の状況を知るだけではなく、様々なアプローチの研究が必要となっており、おそらくこれは先進国の共通の潮流であると思います。基礎的な研究なくしては、時流に流される「根無し草」的な軽薄な研究となってしまうでしょう。そこで、日本からは、今までに引き続き、知的財産制度のあり方に関する、法と経済学的アプローチ及び哲学的・歴史的研究を報告する予定であります。

そしてこのような基礎的な研究と平行して、事例研究的アプローチの研究も必要となります。基礎的な研究なくしては、木を見て森を見ざる、ということになりますが、具体的な現象についての研究も行わないと、空理空論に陥る恐れがあります。そのためには、何よりも具体的な事実に基づいた研究、つまり事例研究も必要となります。そのためには基礎理論の研究を統計データで補強する必要があります。統計データに裏付けられた理論は、単なるアイディアではなく、説得力のある議論となるので、今後は統計データの収集にも力を入れてゆく必要があると考えます。このように理論と実際との双方からのアプローチが実りある成果を生むと思います。これは理論物理学と同じで、日本で始めてノーベル賞を受賞した京都大学の湯川博士は理論だけであったが、最近では実験によりそれらを証明した東京大学の小柴教授等がノーベル賞を受賞しており、理論と実証研究の双方がなされることが重要であると思います。

3) 「知財の人材教育問題に関する比較研究」について

何事においても、人材が重要であり、優秀な人材がなければ、何もできません。日本では、内閣総理大臣を本部長に、知的財産戦略本部が約10年前に設けられ、それ以降、人材の養成は重要課題として議論されています。人材は教育によって生まれるものであり、その意味から教育が重要ということはいうまでもありません。

教育には2種類あります。第一に「知的財産に関わる専門家としての人材を養成すること」、第二に「国民の知的財産に関する意識を高めること」の2つであり、この2つは異なるものであって、分けて考える必要があるでしょう。

優秀な研究者の養成は大学教育の問題であり、まさに我々学者の問題であって、大学での教育の在り方を研究して行かねばならないでしょう。大学での教育は、我々の研究とも関わりをもっていると思います。

優秀な実務家、つまり弁護士・弁理士・裁判官・企業の知財に関わる実務家等の養成はより重要であり、難しいと思います。優秀な実務家の養成で最も重要なことは、知財に関わる人の待遇を良くすることであると考えます。賃金・地位・職務環境・名誉等の優遇を良くすれば、必ず多くの人材が集まり、彼らはオン・ザジョブ・トレーニングで能力を磨き、互いに競争し合い、より優秀になってゆくと思います。この問題については、知的財産戦略本部で10年以上議論されてきており、役所により立派なペーパーが作成されていますが、あまり成果はでておりません。これは役所による作文の問題ではなく、関係する実務家の待遇の向上の1点に掛かっていると思いますし、肝心なのは、関係実務家の待遇をあげる方策に尽きるように思えます。

それに対して、国民の意識の向上には、今年の東京での菊池教授の報告にもあったように、幼少期からの教育が必要であろうと思います。肝腎なことは、単に幼少期から知的財産法の知識だけを教え込むという教育ではなく、新しいものを創造することの喜びを教え、そこから他人の創作を尊重することが大切である、ということ、身をもって教え込むことではないかと思っています。

4) 「日中における国家戦略の中の知財戦略に関する比較研究」について

「日中における国家戦略の中の知財戦略に関する比較研究」において、今まで『国家戦略の中の知財戦略』あるいは『知財制度の国際化』についての議論を行ってきました。中国と日本の状況を考えると、知的財産制度は、国家戦略の問題としても重要になってきており、お互いに、相手国の国家戦略を知るということは必須です。また先に述べたとおり、両国が世界の知的財産制度において極めて枢要な地位を占めている以上、知的財産制度の国際化の問題は避けて通れません。

今までの研究を踏まえ、今後の会議を通じて議論を深めて行く必要がありますが、世界の中における日中関係という視点も必要となるでしょう。中国も日本も、今や世界の知的財産制度における重要なプレイヤーであり、両国が親密な関係を保つことはもちろん必要ではありますが、欧米の制度にも注目をしつつ、研究を進めて行く必要があると考えます。